液化石油ガス法の基礎シリーズ 一液化石油ガス法の制定経緯と法令改正等の沿革一(第18回)

一昨年実施いたしました「高圧ガス誌」の読者アンケートおける今後取り上げて欲しいテーマでは、「高圧ガス保安法の基礎」、「液化石油ガス法の基礎」が上位でありました。加えてアンケートの自由記載欄でも法令に関するテーマの要望が多かったので、2017年6月(Vol. 54 No. 6)より液化石油ガス法の基礎に関する連載をしています。

第18回目となる11月号では、17回にわたって液化石油ガス法の制定経緯と法令改正等の沿革を述べてきた、当協会 山川雅美氏が、これまで作成し説明をしてきた液化石油ガス法令の歴史資料を年譜に代えて用意いたしました。第1部から第4部に分けそれぞれの時代背景を述べています。資料中、これまで本文で詳細な説明を加えてある事項については、(*と番号)を付してその説明文が掲載されている高圧ガス誌の号とページ数を末尾に紹介していますので、必要に応じ本文を参照していただきたいと思います。

液化石油ガス法の基礎シリーズの掲載号

- 第1回~第3回 液化石油ガス法の誕生まで(1)~(3) 高圧ガス保安協会 山川雅美 Vol.54 No.6~No.8
- 第4回 液化石油ガス法の制定理由と規制内容 高圧ガス保安協会 山川雅美 Vol.54 No.9
- 第5回 簡易ガス事業の法制化とLPガスタンクローリ事故防止委員会発足 高圧ガス保安協会 山川雅美 Vol.54 No.10
- 第6回 液化石油ガス法の運用開始は手探りで 高圧ガス保安協会 山川雅美 Vol.54 No.11
- 第7回 LPガス消費者保安啓発活動の事業展開と安全器具の普及 高圧ガス保安協会 山川雅美 Vol.54 No.12
- 第8回 液化石油ガス設備士制度、認定調査機関制度の創設等 高圧ガス保安協会 山川雅美 Vol.55 No.1
- 第9回 一酸化炭素中毒等事故の多発と特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律の制定及び液化石油ガス法施行規則の給 排気関係基準の強化 高圧ガス保安協会 山川雅美 Vol.55 No.2
- 第10回 地下街等の保安対策の策定等(静岡駅前ビル地下街のガス爆発事故を受けて) 高圧ガス保安協会 山川雅美 Vol.55 No.3
- 第11回 ヤマハレクリェーション(㈱)「つま恋」内レストランでガス爆発事故発生等→料理飲食店等に対する末端閉止弁等に対する 保安規制の強化等 高圧ガス保安協会 山川雅美 Vol.55 No.4
- 第12回 LPガスバルク供給システムの歩み(その1)関係業界の取組み 高圧ガス保安協会 山川雅美 Vol.55 No.5
- 第13回 LPガスバルク供給システムの歩み (その2) LPガスバルク供給システム法制化に向けての動き 高圧ガス保安協会 山川雅美 Vol.55 No.6
- 第14回~第15回 保安の高度化に伴う販売事業の許可制から登録制への移行、保安業務の新設等に係る液化石油ガス法改正の内容(1)~(2) 高圧ガス保安協会 山川雅美 Vol.55 No.7~No.8
- 第16回 LPガス保安指導委員・保安専門技術者による販売事業者等への保安指導事業の展開) 高圧ガス保安協会 山川雅美 Vol.55 No.9
- 第17回 高圧ガス保安協会液化石油ガス研究所によるLPガスの保安に係る研究開発事業の実施 高圧ガス保安協会 山川雅美 Vol.55 No.10

液化石油ガス法令の歩み(年譜1)

高圧ガス保安協会

山川 雅美

前号まで、17回にわたって液化石油ガス 法の制定経緯と法令改正等の沿革を述べてき たが、液化石油ガス法令の行政上の指導・運 用を行う場合や、LPガス事業者が実際に事 業を行う場合において、担当者がその歴史を 簡潔に概観することが必要な場合もあるので はないかと常々考えているところである。

そこで、筆者が機会を得てこれまで作成し 説明をしてきた液化石油ガス法令の歴史に関 するパワーポイントによる資料をここにご紹 介し、いささかでもお役に立てればと思い、 以下の資料を年譜に代えて用意させていただ いた。

LP ガスが我が国に初めて登場したのは、1929 (昭和 4) 年、ドイツの飛行船「ツェッペリン伯号」が初飛来したときに、その燃料補給のためアメリカからプロパンガスを輸入したときとされている。その後 LP ガスが家庭用燃料として本格的に普及し始めたのは、昭和 20 年代後半とされている。したがって、LP ガスの歴史を述べるのはその時期からでもいいといえるが、当初 LP ガスの規制が「高圧ガス取締法」によっていたことから、この

機会に、LPガスが登場する以前の、我が国における高圧ガス全体の法令の歴史から俯瞰することが、LPガスの歴史を語る上でも意味のあることではないかと考え、全体像を含む内容としている。

しかしながら、本稿はあくまでも液化石油ガス法令の歩みを中心としたものであるため、1968(昭和43)年に液化石油ガス法が施行された後の歴史は当然 LP ガスを中心に記述しているので念のため。なお、表の作成の都合上、日付が前後している場合があるのであらかじめ承知しておいていただきたい。

また、目次において第1部から第4部に分け、それぞれの時代背景を述べているが、これはあくまでも筆者の個人的な見方、感想によるものであり、特段のオーソライズがなされたものではないことを付記しておく。

なお、資料中、これまで本文で詳細な説明を加えてある事項については、(*と番号)を付してその説明文が掲載されている高圧ガス誌の号とページ数を末尾(次号に掲載)に紹介しているので、必要に応じ本文を参照していただきたい。

Vol.55 No.11 (2018) 55

液化石油ガス法令の歩み

「液化石油ガス法令の制定・改正の「 経過及び各種保安対策等の概観

明治40年~平成29年

山川 雅美

2

目 次

第1部 高圧ガスを規制する法律の誕生と法令・基準・体制等整備の時代 (明治40年~昭和38年)

~我が国高圧ガス産業の黎明、圧縮瓦斯及液化瓦斯取締法誕生から高圧ガス取締法への展開、LPガスの登場と急速な普及、 高圧ガス保安協会の設立~

第2部 業種業態に応じた法規制への進展、重大事故対応、液化石油ガス法の誕生と規制強化の時代 (昭和39年~昭和50年)

~取締法施行規則の分割、各種基準の整備と見直し、LPガス消費 中事故、移動中事故、コンビナート等大規模事故対応~

第3部 続発するLPガス消費者事故対応、液化石油ガス設備士制度の創設、特 監法の制定等消費者保安対策拡充の時代 (昭和51年~平成8年)

~立ち消え安全対策、埋設管腐食防止対策、地下街事故、つま 恋事故等重大事故への対応策等の展開~

第4部 液化石油ガス販売事業の許可制から登録制への移行、認定液化石油ガス 販売事業者制度、保安機関制度の創設、バルク供給システムの法制化等保 安高度化の時代 (平成9年~現在)

~マイコンメーターの設置義務化、集中監視システムの普及等安全対策 の高度化、業務用施設におけるCO中毒事故対応等~

3

明治時代

第1部

- 40 天然炭酸ガスを原料とする液化炭酸ガス製造始まる。(日本麦酒鉱泉) 空気分離装置による酸素ガス製造始まる。(帝国酸素)
- 43 窒素ガス製造始まる。(日本窒素)
- 44 工場法(労働基準法の前身)公布(施行 大正5年) (旧)電気事業法公布 酸素ガス製造開始(日本酸素)
- 45 溶解アセチレンガス製造始まる。(大日本アガ瓦斯) 水素ガス製造始まる。(東京電気)

大正時代

- 3 第一次世界大戦起こる。
- 4 液体空気製造始まる。(帝国酸素)
- 7 液化塩素製造始まる。(保土谷化学) 第一次世界大戦終わる。

6.5.14 酸素ガス容器破裂 事故発生(神戸市。死者2名)

通商産業省の編集にかかる 出版物において、我が国最初 の高圧ガス事故としてこの事 故が紹介されている。

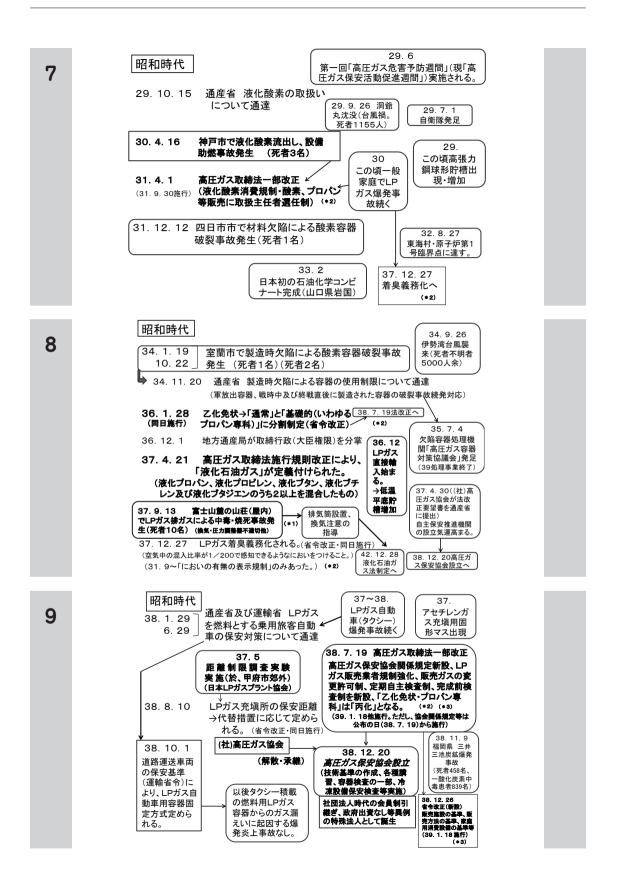
56

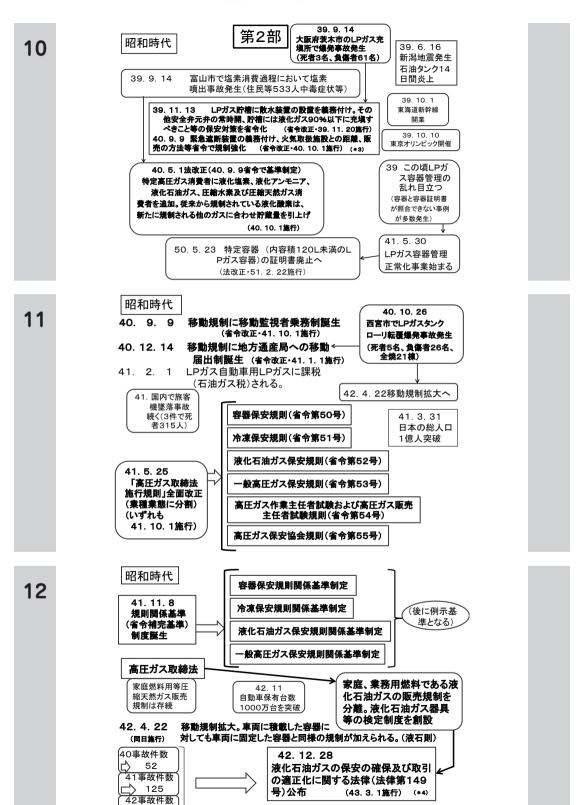
大正時代 4 7.9.12 東京芝区白金台町路上でアンモニア容器破裂、ガス噴出事故発生 (死者2名) - 通学児が犠牲になったこと、後に法制定を発議する内務省の高官 (後に本人は内務次官→文部大臣→東京市長)の自宅付近の事故であったこと等 により、高圧ガス規制に係る法制定のきっかけとなった事故の一つと伝えられる。 9. 5. 12 ガス製造上の不注意等で酸素ガス容器破裂事故発生(大阪。死者2名) 9 5 21 水素混入等により、酸素ガス容器破裂事故発生(東京府下。死者2名) 9. 5. 24 容器強度不十分でアンモニア容器破裂事故発生(山口県。死者2名) 10. 3. 30 船舶上の酸素容器に可燃性ガスが混入していて 爆発事故発生(広島県。死者2名) 104111 第1回国勢 トル法公布 調杏宝施 法所管=内務省 11.4.11 圧縮瓦斯及液化瓦斯取締法 警保局 公布(法律第31号) 12.4.12 同法施行令公布(内務省令 12 9 1 関東大震災発生 第12号) (死者・不明者 10万5千人余 同法施行 12. 6. 1 12. 4. 10 瓦斯事業法公布 14. 4. 1 商工省誕生(農商務省 14. 3. 22 から分離・独立) ラジオ放送始まる。 (東京放送局) 昭和時代 3. 2. 20 日本で鑑料 4. 8. 19 5 補給のため米国からプロバンガス 我が国最 震ヶ浦 航空場にドイ 初の普通 11.7.20 圧縮瓦斯及液化瓦斯取締法 を輸入 →我が国にプロ が 型飛行船初飛 来(燃料はプ ロバンガス) 選挙実施 施行令全面改正公布 (内務省令第23号) 11. 8. 1 同上改正施行令施行 11, 10, 15 商工省工 高圧瓦斯協 会発足 業部門 10 横浜市営瓦斯製造所において、 →軍雲省 製油所からタンクにプロパン、ブタ (19. 1. 20 となる。 ンガスを受入れ、家庭に供給(*1) 社団法人化) 11.7.20 プロパンガスを充塡すべき 20. 8. 26 容器の耐圧試験圧力及び容積の規定が 軍需省解体 なされる。(ブタンガス及びブタジエンガスに 22. 12. 31 ついては19.7.28に同様に規定) 内務省解体 15 頃 国内油田(秋田、新潟地区)からプロ 法所管 警察行政機 パンガス、ブタンガスが産出され、これが容器に 関にそのまま引継が わる. 充塡されて、主として自動車用燃料として供給(*1) 16 頃 製油所でLPガスを分離し、軍用に供された。(*1) 16.12.8 第二次世界大戦起こる。 23. 3. 7 20. 8. 15 第二次世界大戦終結 法所管 商工省 (化学局)へ移管 21.11.3 日本国憲法公布(22.5.3施行) 昭和時代 6 24. 5. 25 24. 6. 24 川崎市のアンモニア合成工場 商工省→通商産業省となる で大爆発事故発生(死者17名) 25. 6. 25 26. 12. 6 朝鮮戦争勃発 高圧ガス取締法公布 26. 6. 7 圧縮瓦斯及液化 瓦斯取締法廃止 26. 11. 6 同法施行令公布 法所管 (新憲法に即応した法 26. 11. 14 同法施行規則公布 通商産業省 体系の整備等の一理 としての全面改正) 26. 12. 6 同法施行 27. 4. 28 サンフランシスコ講和条約発効 28. 2. 1 28 LPガス 一般家庭に 28 この頃エ テレビ放送始 使用され始める。(*1) アゾール出現 まる。 28. 11. 6 一定条件のエアゾール 28. 7. 27 が法の適用を除外される。

Vol.55 No.11 (2018) 57

朝鮮戦争休戦 協定成立

(28.11.15 施行)





Vol.55 No.11 (2018) 59

「事故件数」はLPガスの一般消費者等に係る事故件数を表す。以下同じ。

167

昭和時代

液化石油ガス法 時代墓開け!

43, 2, 7

液化石油ガスの保安の確保及び 取引の適正化に関する法律施行令 (政令第14号)及び同法施行規則 (通商産業省令第14号)公布 *4)

43. 4. 2(徳山)及び43. 4. 9(千 葉)高張力鋼球形貯槽(LPガス 用)の耐圧試験時破壊事故続発 43 4 18 日本初の 超高層ビ ル「霞ヶ関 ビル」完成

高圧ガス製造設備のメーカー規制の重要性を認識した事故の ひとつ → 法改正(50,5,23) 特定設備検査制度発足へ

44 11 KHK 「高圧ガスの球 形貯槽に関す る基準 |制定

43.2.12 液化石油ガス法政省令関係基本通達制定

- .43.3.1 液化石油ガス法施行 43.8.20 液化石油ガス法施行規則関係基準制定
- 43.3.5 液化石油ガス法施行に伴い、消防庁次長通達発せられる。 (意見書添付、通報、基準についての消防長等の意見等の指導・運用)
- 43.6.15 賠償責任保険事務処理要領通達(通産省)
- 43. 7. 12 全国LPガス協議会(後に(社)日本LPガス連合会。現(一社)全国LP ガス協会)創立
- 43.9.9 全国簡易ガス事業協議会(現(一社)日本コミュニティーガス協会)創立

14

昭和時代

43.10.21 液化石油ガス法施行に伴い、販売事業者の消費者に対する消費設備 調査及び緊急措置対応のための駐車問題について通達(通産省保安課長)

43事故件数 □ 112

44. 7. 20 アメ リカ 人類初の 月面着陸成功

44. この頃LNG 輸入始まる

44. 5. 26 東名高速道 路全面開通

- 44 液化石油ガス事故防止安全委員会(現LPガス安全委員会)発足(LPガス関係 団体が所要経費を拠出)。全国的に大規模な消費者保安運動展開。48年度から 毎年度事業を継続実施(48.6.25通産省通達参照)(*6)(*7)
- 44. 4. 15 地婦連、通産省、LPガス業界の三者懇談会が開催され、ガスメーター の設置促進など協議 (*6)
- 44. 6. 24 LPガス災害事故の絶滅を期するよう関係事業者に通達(通産省)

44.11.25 耐圧 試験中に多層円筒容 器鏡板離脱事故発生 (呉市一死者2名)

44事故件数

170

45. 通産省は通達で 「耐圧試験、気密試験の 観測等は障害物の陰で」 と注意喚起。50. 耐圧試 験、56. 気密試験につ いて規則関係基準にこ の旨の規定を追加

高圧法、液 石法とも、 現例示基準 へ引継がれ ている。

15

昭和時代

45. 4. 13 45. 3~9

45. 6. 30

日本万国博 覧会開催 (大阪市)

ガス事業法改正により、簡易ガス事 業誕生。これにより液化石油ガスの保 安の確保及び取引の適正化に関する 法律の導管供給事業は69地点以下 が対象となる。(*5) (45.10.12施行)

LPガス・メーター設置(リース制度を含む。)に 係る販売方法の変更について通達(通産省鉱山石炭 局石油業務課長) (+6)

45 4 8 大阪市商店街道 路上で地下鉄工事 に伴う都市ガス導 管破損により大爆 発事故発生 (死者79名、重軽傷

者420名)

45事故件数 217

46 この頃 関東大地震発 生説広まる

45. 12. 14 釜石市でLPガス タンクローリが川原に転落し、36 時間ガス炎上 (死者2名) (+5)

46.9.1 高圧ガス移動中緊急時応援体制に ついて省令改正

(一般則、液石則)(47.3.1施行)(*5) 46. 12 LPガスタンクローリ事故防止委員会活 動発足(第1回) (+5)

48. 2. 1 メーター販売法制化へ

60

昭和時代

昭和時代 46事故件数 47, 12, 6 液石法施行規則改正・公布。 原則としてLPガスを体積販売(メーター 販売)することを義務化(48, 2, 1施行) (+6) 47事故件数 47. 5. 15 299 沖縄県が日 48. 2. 8 本に復帰 安審議会に「今後の高圧ガス保安 体制のあり方」について諮問、審議開始 48 コンピ ナート爆発事故鏡発 48.3.12 山小屋等に対する液化 石油ガスの販売につい て通達(通産省) この頃 48 10 48 48.6.25 液化石油ガス事故防止安 第1次石油 東海大地震発 全委員会設立と事故防止活 ショック 生の可能性論 動の推進に関して通達 議され始める。 (通産省) (*6) (*7) 49 5 9 伊豆半島沖 50. 4. 25 48事故件数 地震発生 368 コンビ則制定へ (M6.9)49. 7. 30 同審議会答申なされる。→ 50. 5. 23高圧ガス取締法改正へ(*12)

49. 8. 28 50kgLPガス溶接容器製造時欠陥(二部 制深絞り)により初の破裂事故発生(青森県) 49~50 4件連続発生→50.12事 49事故件数 故調査委員会、深絞りの技術的問題 540 点を指摘→以後同種容器製造されず 49 12 18 (50.5.23 高圧ガス取締法 50.4~ 製油所重油タンク 改正関連) 破損、大量の重油 高圧ガス保安協会に政府出資。国庫補助金交付。 が瀬戸内海に流出 基準部、液化石油ガス消費者保安センター、液化 (岡山県) 石油ガス研究所等新設 (*7) (*17) 50. 12. 17 石油コンビ ナート等災害防止法制定へ LPガスに関する各種基準の作成、消費者保 安に関する啓発のためのPR活動の全国展開 LPガスの安全器具の開発、保安技術に関す る基礎研究等の実施 (*17)

50. 4.25 コンピナート等保安規則(省令第38号)公布 (50.8.1施行) (61.12.13省令第88号で全部改正 62.1.1施行)

昭和時代

公布時(50年)の 規則は一般則、祝 石則の上乗せ規 制部分のみ。全一 般則等の内容立 般則等の内容立 取り込み、独立た。

50. 5. 23 高圧ガス取締法一部改正(特定設備検査・容器附属品検査 制度が始まり、容器証明書は特定容器(内容積120L未満のLP ガス容器)について廃止される。 作業主任者制度を改め、事業 所の規模に応じた保安管理体制を導入。危害予防規程に高圧ガ ス保安協会意見書添付、保安教育計画の強化、第二種製造者 の製造届出を事前とする等) (主要事項は51. 2. 22施行)

50. 12. 17 石油コンピナート等災害防止法(法律第84号)公布 法所管=通産省 (51. 6. 1施行) 法所管ー通産省 ・自治省

Vol.55 No.11 (2018)

昭和時代

第3部

- 51.7.9 道路際に業務用として設置したLPガス容器に乗用車が衝突してガスが噴出 し大きな火災が発生したことに関し、一般消費家庭等におけるLPガス容器の 設置について通達(通産省)
- 51. 8. 28 北海道において調整器の凍結現象(→結果として立ち消え)が多発したことに関し、液化石油ガスにおける保安確保上の防止策の確立が急がれる事態となり、調整器の凍結現象に対する応急措置について通達(通産省)(◆17)
- 51. 10. 28 「液化石油ガス消費者保安デー」の実施について通達 LPガス消費者は1800万世帯となり、事故防止のための運動として 毎月10日を「液化石油ガス消費者保安デー」とし、同年11月から実施 することとされた。

51事故件数 581

51. 9. 20 日本LPガス団体統合協議会「LPガスバルク供給設備及び取扱要領」 (暫定案)発行 (*12)

- 52.3.3 都道府県警察本部と各都道府県との間の事故発生時の通報に関する申し合わせについて通達(通産省)
- 52. 6. 1 通産省立地公害局保安課に「液化石油ガス保安対策室」設置 (*8)
- 52. 8. 30 高圧ガス及び火薬類保安審議会が「液化石油ガス消費者保安体制 のあり方」について答申(諮問は昭和51年) (*8) (*12)

52事故件数 638

20

昭和時代

- 53. 4. 18 液化石油ガス法施行規則改正(供給管及び配管の気密試験圧力を水柱 420ミリメートル以上から水柱840ミリメートル以上に強化し、2年ごとの漏え い試験を養務付け等) (53. 7. 1施行)
- → 53. 4. 28 液化石油ガス設備の保安総点検事業の実施について通達(通産省)。 総点検は気密試験圧力の強化等に伴い、既存設備の供給管及び配管について水柱550ミリメートル以上の圧力による気密試験を、上記省令改正施行日から3年間(設備改善期間を含む。)で実施
 - 53. 4. 28 屋外用低圧ゴムホース(配管との接続部分を含め100kg以上の引張り試験に耐えうるもの)の設置促進について通達(通産省)
- 53.7.3 液石法改正(周知の義務化、認定調査機関及び液化石油ガス設備士 制度の創設、特定供給設備の定義及び許可制の導入、液化石油ガス器具等 の範囲拡大等)(液化石油ガス設備士、設備工事関係規定は 56.8.1、 その他規定は 54.4.1施行) (*8)

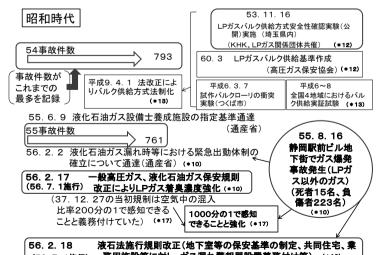
53事故件数 570

54.3.28 アメリカ スリーマ イル島原発事故 発生

54.5.10 特定ガス消費機器の設置工事の監督に 関する法律公布 (一部を除き54.11.1施行) (**)

54.11.29 認定調査機関の認定基準等について通達(通産省) (*8)

21



(56.7.1施行) 務用施設等に対し、ガス漏れ警報器設置義務付け等) (*10)

昭和時代

56. 10. 26 液石法施行規則・一般高圧ガス・液化石油ガス保安規則、特定 設備検査規則等の改正により、塔槽類(支持構造物及び基礎 を含む。)に耐震設計が義務づけられる。(57. 4. 1施行)

56. 10. 26 高圧ガス設備等耐震設計基準(通産省告示第515号)公布 (改正規則の施行に合わせ 57. 4. 1施行)

56事故件数

714

- 57. 1 神奈川県川崎市の小学校床下に大量のLPガスが埋設管から漏えいし滞留。 安全が確認されるまで休校措置がとられる。社会問題となる。(*11)
- 57. 2. 4 埋設管に係る液化石油ガス設備の緊急一斉点検の 実施について通達 (点検対象 学校関係、病院関係、集団供給に係る施設)(*11)
- 57.3.31 緊急一斉点検後の安全措置及びガス漏れ 実態調査について通達(通産省)
- 57. 4. 30 学校等のLPガス設備に係る埋設管緊急一斉 点検について(実施結果公表)

23

昭和時代

57.5 臨時行政調査会の審議に合わせて経団連が意見書提出「保安行政の合理化に関する意見」

57. 6. 23 東北新幹線開業

57.11.15 上越新幹線開業

- 57. 6. 25 液化石油ガス用ガス漏れ警報器の設置促進について通達(通産省) 「液化石油ガス漏れ警報器の普及促進要領」(昭和52年6月通商産 業省立地公害局)において指導依頼、56. 2月の液石法施行規則改 正による共同住宅、学校、病院等施設にガス漏れ警報器の設置を義 務付けたが、普及促進は困難と予測、新たな設置促進要領を作成し 通達したもの。 (*11)
- 57. 10. 1 液石法施行規則関係基準改正(材料及び使用制限、 腐食・損傷を防止する措置等の強化一KHKはポリエチ レン管接続に係る講習会を開始)
- 57.10.1 既存の液化石油ガス設備に係る保安の徹底について通達(通産省)

57事故件数 570

24

昭和時代

58.3 臨時行政調査会最終答申 (特殊法人の民営化等) 61. 10. 1 高圧ガス保安協会 民間法人化

58. 2. 28 液化石油ガス漏れ時等において緊急出動の業務に従事した防災要員が 負った災害に対する労働者災害補償保険法の適用について通達(通産省)

58. 11. 22 静岡県掛川市 レクリエーション施設 レストランにおけるLPガス爆発事故 (つま恋事故)(死者14名、負傷者27名) LPガス消費者事故として歴史上最大の死者数

58. 5. 26 日本海中部地震発生 (M7. 7)

58. 11. 22 劣化高圧ホースの 取替促進運動について 日本LPガス連合会主催 (58. 12. 1~59. 6. 30)

59.4.16 诵産省立地公害局 つま恋

LPガス事故対策委員会が「つま恋LPガ

58.11.26 液化石油ガス保安対策 について通達(通産省)

58事故件数 559

| ス事故対策委員会報告」を発表 (*11) | 59. 4. 25 ガス漏れ警報器設置促進対策について通達(通産省)

設置義務施設は59.6.30設置猶予の期限切れとなるため、その対応策を示したもの

Vol.55 No.11 (2018) 63

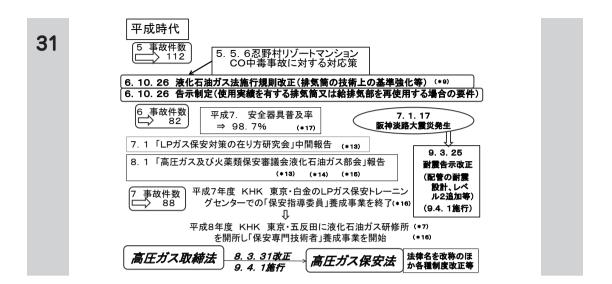
昭和時代 58 11 22 25 つま恋事故 59. 7. 25 業務用LPガス消費者保安促 59 液化石油ガス研究所 ヒューズコック、安全アダプタ・ の技術基準作成 (*17) 進事業の実施について通達(通産省) 59.7.3 液石法施行規則改正(料理飲食店に対し、移動式燃焼器の末端ガス 栓に過流出安全機構付きガス栓の使用義務付け、末端ガス栓と燃焼 器との接続方法強化) (*11) (59.9.1施行) 59 事故件数 545 60.3~9 茨城県・筑波研究 学園都市で科学万博開催 60. 7「LPガス消費者保安対策研究会」報告 60. 8. 12日航ジャンボ 60. 10 毎年10月を「LPガス消費者保安月間」と定める。(◆7) 機墜落事故(死者520名) 60.9 KHKに、LPガス保安トレーニングセンター (研修所)を設置し、保安指導委員養成開始(委託事業) (設備改善対策は別途液石法で) (*7) (*16) LPガス販売 **事業者への** 496 保安指導 61. 5. 26 「LPガス安全器具普及懇談会」報告が出され、具体的な安全器具の普 及施策とそれに伴うLPガス事故の減少化に関する目標期限(今後5年間で 1/5、10年間で1/10)を定めた提言一それを受けて官民一体となり、その目 標達成のための普及啓発活動開始 昭和時代 26 61. 4. 26 ソ連 チェルノブイリ原 子力発電所爆発事故発生 61. 5. 17 LPガス充填所爆発率 故発生(四日市市) 61. 10. 1 (61. 5. 20高圧ガス取締法改正) 高圧ガス保安協会民間法人化、国へ出資金返還、補助事業から委託事業 制度的独占排除、役員選任自主化等 国家試験を委譲されるのに伴い、高圧ガス保安協会は 62. 4. 1北海道、東北、四国にそれぞれ支部を設置 61.11.15 伊豆大島三原山 噴火(209年ぶり) 61. 12. 4 液石法施行規則改正(移動式燃焼器の末端ガス栓に過流出安全 機構付ガス栓の使用義務付け。料理飲食店のみの規制を改め、全 ての移動式燃焼器の規制に拡大したもの) (62.1.4施行) (*11) 62. 6. 22 61 事故件数 515 高圧ガス取締法液化石油 ガス保安規則関係基準 「廃棄の基準」改正 昭和時代 62. 4. 1 27 国鉄分割民営化 · 62. 9. 7 液化石油ガス用マイコン型流量検知式自動ガス遮断装置(Ⅱ型)等の安 全器具の普及について通達(液化石油ガス保安対策室長) KHK研究所においてメーター各社の協力により開発されたマイコンメータⅡ の普及を支援するための指導通達 (*7) (+17) 昭和63~平成5.9 安全器具普及運動展開 (マイコンメータ、ヒューズガス栓、ガス漏れ警報器のいわゆる3点セット) 62 事故件数 401 (*7) (*16) (*17) 63.3 KHKの子会社「KHK 63. 3. 13 サービス(現SMS)(株) | 発足 63. 4. 10 JR青函海底ト 瀬戸大橋開通 ンネル開涌 63. 2. 16, 63, 8, 6 札幌市で居室の換気扇等の使用により浴室内の気 63. 4. 9 鹿児島市の共同住宅 で排気筒に取り付けられた防火ダ 圧が外気の気圧より低くなり、浴室内に設置されたC F式風呂釜の排気が逆流止めから浴室内に逆流し、 ンパーに起因するCO中毒事故が 風呂釜の不完全燃焼を引き起こしたことにより、CO 発生。死者2名 (*9) 中毒事故発生。共に死者1名(都市ガス事業) 63.7.8 ガス器具に接続される排気筒への防火ダンパー設置に起因する一酸化炭 素中毒事故防止対策について通達(通産省)

液化石油ガス法の基礎シリーズ一液化石油ガス法の制定経緯と法令改正等の沿革一

昭和時代Ⅱ平成時代 62. 7. 14 **茨城県那珂郡の高校にお** 28 62. 6. 11 白河市のゴルフ場クラブハウス いて埋設管の腐食による において埋設管の腐食による爆発事故発生。 爆発事故が発生。重傷者 死者1名。重傷者3名。軽傷者17名 4名。軽傷者5名 63.3 KHK「LPガス埋設管事故防止 62. 通産省→KHKに埋設管事故対策調査依頼 対策検討委員会報告」を通産省に提出 63.7.27 液化石油ガスの埋設管に係る保安の徹底について诵達(诵産省) (63.11.25 下記規則関係基準の改正を受けて、本通達中の「漏えい試験の 方法」を新基準により拡大してもよい旨再度通達) 63.11.21 液化石油ガス法施行規則関係基準の一部改正(漏えい試験に用いる装置 こ・成には成立への原に10米の関係をデーショルは、一端へと15米に行いる数単 として従前は規定されていなかったが、①流量検知式漏えい検知装置の2種類の漏えい検知装置及び3吸引式漏えい検知装置の3種類の漏えい検知装 置を用いることが認められ、それぞれの検知方法が定められた。) 元. 6. 13 63 事故件数 埼玉県春日部市の小学校において埋設管からのガス <u>→</u> 390 漏れが発見され、改善措置が講じられた後、ガスの供 給に使用している配管から以前に漏れたと思われるガ スが地下ピットに滞留していたことに起因する爆発事 故が発生。死者1名。重傷者1名 元.8.25 埋設管に係る液化石油ガス設備の点検状況について通達(通産省) 地下ピットの有無等についての確認も指示 元. 4. 1 平成時代 消費税課税施行 29 元. 9. 20 CF式ふろがまの排ガスによる一酸化炭素中毒事故の防止について 通達(通産省) 63. 2の札幌市の事故に関連して、給気口は閉塞しないこと、CO警 報器を設置するか、CF式ふろがま以外のものに取り替えることが望 ましいこと等の指導を追加指示。 2.8.9 新たに浴室用不完全燃焼防止機能付CF式ふろがまが開発されたことに 伴い、現場の状況等からみて、やむを得ず既存のCF式ふろがまを、他の 型式のものでなく、浴室用不完全燃焼防止機能付CF式ふろがま(取替え 型)に取り替える場合も、上記対策の一つとして認めることとされた。 元 事故件数 306 2.5 「90年代の液化石油ガス消費者保安政策の在り方分科会」報告 2 事故件数 3.6.3 雲仙普賢 2.10.3 東 岳火砕流被害発生 西ドイツ統一 3. 12. 24 高圧ガス取締法一部改正 50. 5. 23の法改正により、内容積120L未満のLPガス容器である「特 定容器」についてのみ容器証明書が廃止されていたが、その他の全ての容 器証明書が完全廃止された。その他指定保安検査機関制度導入、高圧ガ ス輸入規制の緩和、特殊高圧ガスの新規規制等 (4.5.15施行) 平成時代 30 3.12 ソ連邦 事故件数 崩壊→独立国 194 家共同体へ 5. 7. 12 事故件数 北海道南西沖地) 146 震(奥尻島)、津波 5. 5. 6 山梨県忍野村リゾート 被害発生 マンションで密閉燃焼式給湯器 によるCO中毒事故発生。(簡易 ガス事業) 死者7名 (*9) 5.7.13 山形県米沢市の雑 5.9 安全器具100%普及目標達成期限。 居ビルで埋設管の腐食による爆 (3年早めたもの)⇒ 95.2%達成 発事故が発生。死者1名、重傷 者1名 5.12.20 液化石油ガス販売事業者等に対する保安対策の徹底及び指導の 在り方について通達 (液化石油ガス室長)

Vol.55 No.11 (2018) 65

5. 12. 22 特監法施行令改正(特定ガス消費機器の追加(密閉燃焼式ふろがま等)) (7. 1. 1施行) (**)



(以下次号に続く。)

山川雅美 (やまかわ まさみ)